

酪農緊急パワーアップ事業実施要綱

令和5年3月31日付け4農畜機第7372号
一部改正 令和5年6月29日付け5農畜機第2286号
一部改正 令和5年12月1日付け5農畜機第5654号

我が国の酪農は、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響によって、飼料費や資材価格等が高騰しており、酪農経営の状況が悪化している。こうした中、適切にコスト上昇を価格に転嫁できる環境を整えるため、需給ギャップの解消、乳製品在庫の低減及び酪農家による自主的な生産抑制を推進することが急務となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、業界による脱脂粉乳の在庫低減に対する取組を支援する事業、乳製品の消費拡大のプロモーション等に対する取組を支援する事業、牛乳等需要の減少に対応した補給金等相当額を交付する事業、早期乾乳の推進を図る事業、先進的機器の導入と一体的な施設の整備を支援する事業及び子牛生産の効率化の推進を図る事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって酪農乳業の経営継続及び経営体質の強化の推進に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容等については、以下のとおりとする。

1 在庫低減支援対策事業

- 別添1のとおり。
- 2 販路拡大等支援事業
別添2のとおり。
 - 3 加工原料乳特別調整事業
別添3のとおり。
 - 4 早期乾乳緊急促進事業
別添4のとおり。
 - 5 酪農労働省力化対策事業
別添5のとおり。
 - 6 乳用牛繁殖効率化推進事業
別添6のとおり。

第2 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（令和5年3月31日付け4農畜機第7372号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行するものとする。

附 則（令和5年6月29日付け5農畜機第2286号）
この要綱の改正は、令和5年6月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月1日付け5農畜機第5654号）
この要綱の改正は、令和5年12月1日から施行する。